

株式会社 CaSy 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 CaSy と称し、英文では CaSy Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) インターネットを利用したオンラインサービスの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営、及びサポート業務
- (2) 家事代行
- (3) ハウスクリーニング
- (4) オフィス・店舗・ビル清掃
- (5) ベビーシッター・保育事業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 職業紹介事業
- (8) 経営、広報、営業などに関わるコンサルティング
- (9) 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
- (10) 生命保険の募集に関する業務
- (11) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、7,068,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿

及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役 C E O が招集し、議長となる。

2 取締役 C E O に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第 22 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役 C E O、取締役 C F O、取締役 C H R O、取締役 C T O 等各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 C E O がこれを招集し、議長となる。

2 取締役 C E O に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において、選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附則

(株主総会参考書類等の電子提供等に関する経過措置)

- 第 1 条 変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

修正履歴

日付	修正前条項	変更前	変更後
平成 26 年 12 月 30 日	第 3 条	本店を東京都千代田区に置く。	本店を東京都港区に置く。
平成 27 年 8 月 13 日	—	—	・取締役会設置会社への変更 ・A 種優先株式の設定
平成 27 年 9 月 9 日	第 3 条	本店を東京都港区に置く。	本店を東京都千代田区に置く。
平成 27 年 9 月 9 日	第 16 条	5 日前	7 日前。
平成 28 年 1 月 6 日	第 2 条	—	当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (4)ベビーシッター・保育事業 (5)労働者派遣事業 (6)職業紹介事業
平成 30 年 3 月 28 日	—	—	・A2 種優先株式の設定
平成 30 年 10 月 29 日	第 3 条	当社は、本店を東京都千代田区に置く。	当社は、本店を東京都品川区に置く。
令和 2 年 2 月 28 日	全般的修正		・株主名簿管理人関連の修正 ・全般にわたる修正 ・第 6 章の削除
令和 3 年 2 月 26 日	全般的修正		・監査役会設置会社への変更
令和 3 年	全般的修正		・目的事項変更追記

11 月 4 日			・会計監査人の設置 ・公告方法の変更 ・譲渡制限撤廃 ・発行可能株式総数変更 ・単元株の設定 ・株主総会参考書類みなし提供 ・取締役、監査役責任免除 ・中間配当 ・種類株削除
令和 4 年 2 月 25 日	第 2 条	—	目的事項に以下を追加 (10) 生命保険の募集に関する業務
令和 5 年 2 月 27 日	第 18 条 附則第 1 条	—	電子提供措置等への対応